

健康保険現況確認書について(お願い)

高校生以上のすべての方は証明書類が必要です
現況確認書にホッチキス留めで提出してください



よくある質問・添付書類一覧は右上のQRコードを読み取り、「お知らせ」からご覧いただけます

- 収入がある方 …… 直近3ヶ月分の給与明細書
- 収入がない方 …… 市町村発行の「課税(非課税)証明書」
※今年の4月以降に認定済みの方は証明書類の再提出は不要です
以下の方は、収入有無に関わらず、別途証明書類が必要です
父母・義父母 …… 「年金通知書」、別居の場合は「仕送り証明」
病気や障がいのある方 …… 医師の診断書、障がい者手帳等
- 高校生 …… 学生証のみ
- 大学生 …… 学生証、収入があれば直近3ヶ月の給与明細
※高校生・大学生は、非課税証明書の提出は不要です (すべての書類、コピー可)

記載の登録内容に誤りがないか確認し、訂正が必要な場合は赤で記入してください。

⑧～⑪はすべての方が正確に記入してください。被扶養者情報は、2025年6月5日時点のデータです。

※記入上の注意

⑦被保険者の住民票住所 住民票住所を記入、異なる住所に郵送を希望の場合、余白に記入

⑧配偶者 扶養の有無に関係なく、配偶者がいる方は「有」に○印を記入

共働きで子どもを扶養している場合は、配偶者の年間収入を記入

背景:「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(令和3.8.1 厚生労働省保険局保険課長)

(1)被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者とする

(2)夫婦双方の年間収入の差額が収入の多い方の1割以内である場合は、主として生計を維持する者の被扶養者とする

⑨職業等 大学生、無職、パート、フリーター、ピアノ講師、個人事業主など詳しく記入

⑩年間収入 パート、アルバイト、年金、失業給付、不動産収入、自営業収入、利子収入など、

交通費を含めた総支給額を記入 <年収=直近3ヶ月の平均月額×12ヶ月>

一時的な収入増加が発生した場合は、事業主の証明書と雇用契約書を提出

⑫被扶養者の住民票住所 被保険者本人と同居・別居、住民票住所が印字されているかを確認

海外単身赴任の場合は家族の住民票住所が印字(被保険者の赴任先住所は訂正不要)

海外赴任中(家族帯同)の場合は、赴任国名が印字

提出期限 2025年7月31日(木)【厳守】

現況確認書は、被扶養者がいる方のみ送付しています。訂正がない方も全員提出してください。

【被扶養者申請に虚偽があった場合】被扶養者認定時に虚偽あるいは不正な方法で被扶養者資格を得ていたことが判明した場合、健康保険組合はその被扶養者に対する医療費などの返還請求ができます。またその行為が悪質な場合、法により10万円以下の過料に処される場合もあります。※皆様から取得した個人情報については、本調査の目的にのみ使用し、検認の終了後適切な方法で廃棄します。